

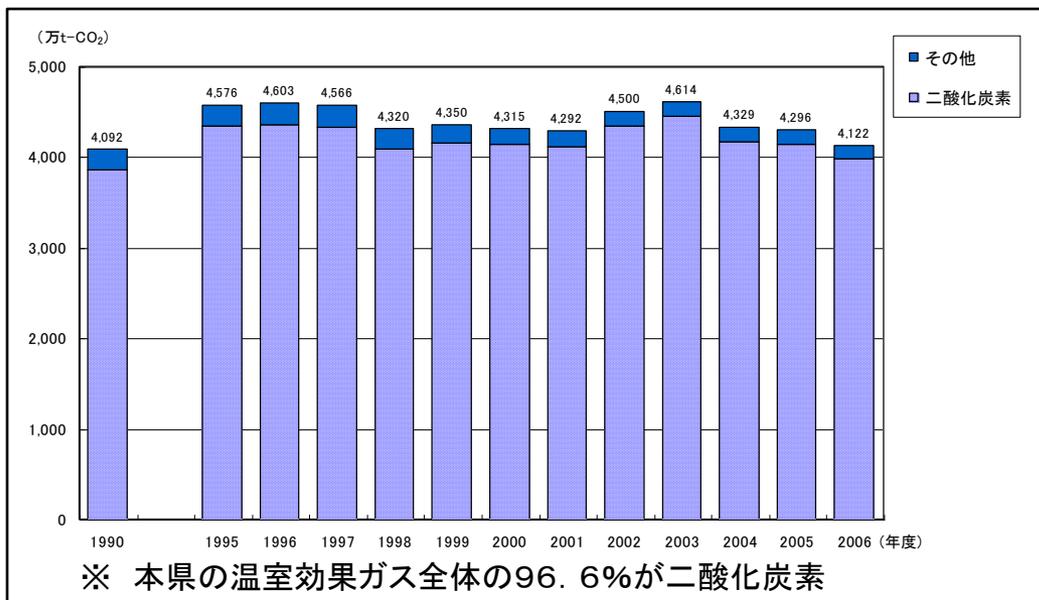
埼玉県における 事業者の対策促進策

【計画書制度～目標設定型排出量取引制度へ～】

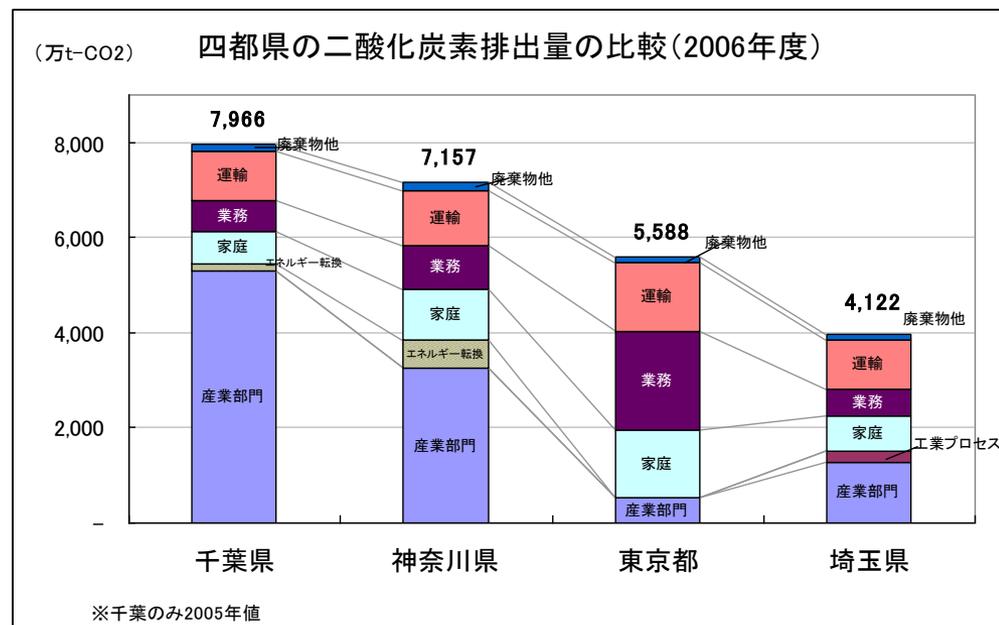
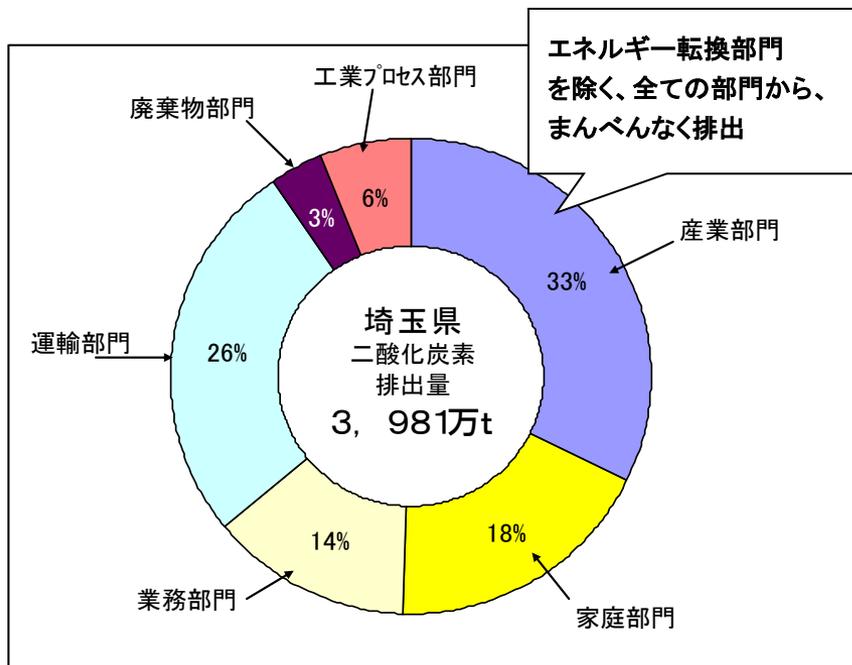
平成22年1月

埼玉県 環境部 温暖化対策課

埼玉県の温室効果ガスの排出状況



部門	1990年比増減
産業	-12%
家庭	29%
業務	24%
運輸	17%
廃棄物	6.5%
工業プロセス	-37%



埼玉県地球温暖化対策実行計画 (ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050)

【策定】 平成21年2月

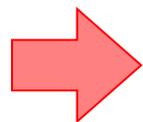
【計画期間】 2009年度～2020年度(12年間)

【計画の位置づけ】

- ・地球温暖化対策推進法に基づく「実行計画」
- ・環境基本計画の「分野別中期基本計画」

【目指すべき将来像】

- ✓ およそ2050年の将来像
- ✓ 都市の魅力と田園の魅力を併せ持つ田園都市
- ✓ 低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の3つが一体化
- ✓ 豊かな自然環境と飛躍的な技術革新の融合



再生したみどりと川に彩られた低炭素な田園都市の集合体



【削減目標】

基準年 : 2005年
目標年 : 2020年
対象 : 温室効果ガス

目標 : **25%削減**

※1990年比 21%削減に相当

地球温暖化対策推進条例(H21.4.1施行)

<目的> 低炭素社会を実現し、良好な環境を将来の世代に引き継ぐ

<各主体の責務>

県

- ・温暖化対策の総合的・計画的推進
- ・温暖化対策の率先実行

事業者

- ・自主的・積極的な温暖化対策の実施

県民

- ・日常生活での自主的・積極的な温暖化対策への取組

環境保全活動団体

- ・温暖化防止への理解促進

協力

協働

<各種対策>

県の地球温暖化対策

- 事業活動や日常生活における温室効果ガス排出抑制対策
- 事業者、県民、環境保全活動団体等への指導・助言など

事業活動における地球温暖化対策

◇地球温暖化対策計画の作成・提出など

建築物の新築等に係る環境配慮

◇建築物環境配慮計画の作成・提出など

自動車使用に伴う温室効果ガスの排出抑制

◇自動車地球温暖化対策計画の作成・提出など

環境物品等の購入等の促進

◇電気機器等の省エネルギー性能の表示・説明など

報告徴収・立入検査・
勧告・公表

- ・再生可能エネルギーの利用
- ・廃棄物の発生の抑制等

- ・森林及び身近な緑の保全等
- ・地球温暖化の防止に関する学習の振興等

<推進体制>

国、他の地方公共団体との連携協力、市町村への支援 など

計画書制度・排出量取引制度導入の経緯

エコアップ宣言(計画書)制度(第1期H14～21)

エコアップ認証制度(H19～)

計画書制度(第2期H22～)

目標設定型排出量取引制度(H23～)

検討

検討

実施

実施

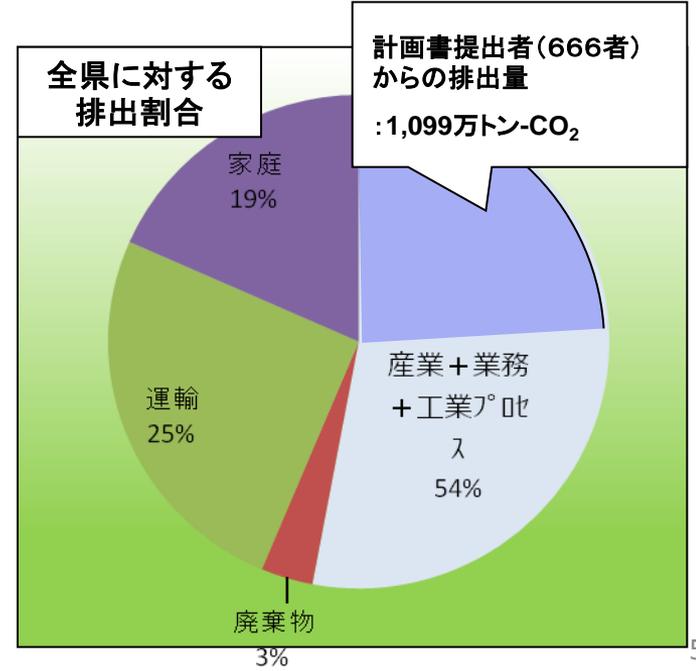
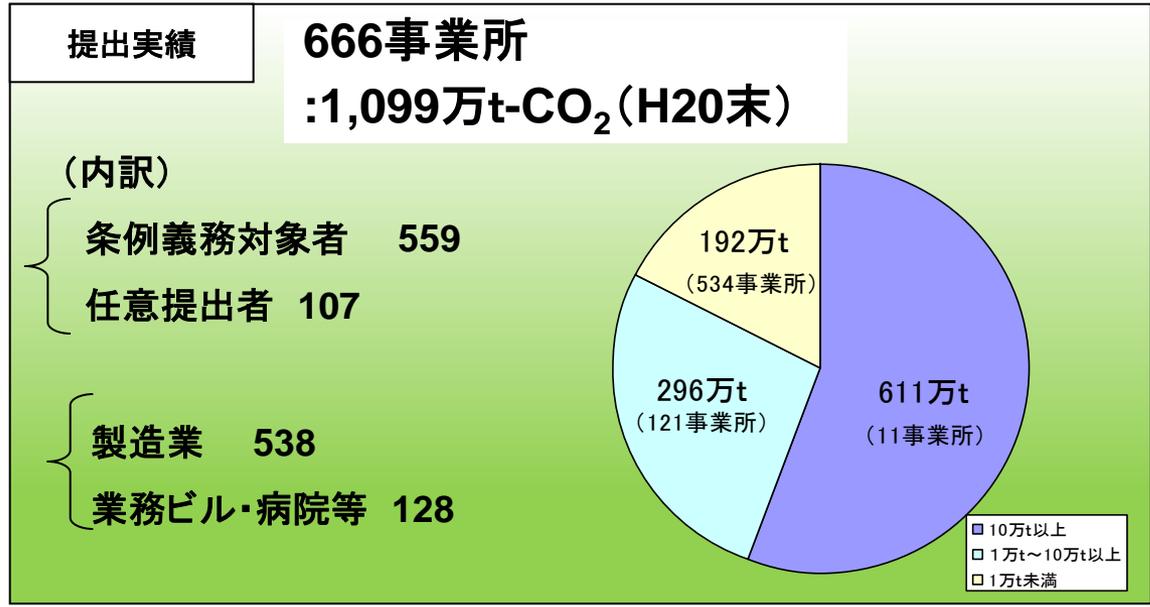
14年	4月	「環境負荷低減計画」制度(彩の国エコアップ宣言)開始(二酸化炭素の計画的削減を求める)
20年	2月	エコアップ認証制度開始
	春	排出量取引制度導入・条例制定に向けた検討開始(春)
	春	県内経済会からの意見聴取(春、秋)
	5月	「地球温暖化対策の検討に関する専門委員会」開催(有識者からの意見聴取)(以降、6月、7月、11月に開催)
	6月	県環境審議会に「地球温暖化対策の強化について」を諮問⇒11月答申
	8月	県政サポーターアンケート実施(インターネットアンケート)
	10月	県民コメント(パブリックコメント)募集(～11月、意見総数76件) 環境フォーラム「全員参加型の低炭素社会の実現に向けてin埼玉」開催(経済界を中心に400名が参加)
21年	2月	埼玉県地球温暖化対策実行計画(ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050)策定
	3月	埼玉県地球温暖化対策推進条例制定(全会一致)
	4月	「埼玉県地球温暖化対策実行計画」計画期間開始(～平成32年度) 埼玉県地球温暖化対策推進条例施行(計画制度は平成22年4月施行)
	10月	新計画制度及び目標設定型排出量取引制度に関する事業者向け説明会開催(3回)
	11月	「目標設定型排出量取引制度等検討小委員会」設置・有識者から制度の詳細について意見聴取
	1月	県環境審議会に目標設定型排出量取引制度について諮問(予定)
22年	春	目標削減率公表(予定) 条例に基づく事業活動対策指針公表(予定)
	4月	「地球温暖化対策計画」制度施行
23年		「目標設定型排出量取引制度」開始(予定)

計画書制度(第一期)



◆ 環境負荷低減計画書制度(彩の国エコアアップ宣言)

対象	熱・電気の使用量が原油換算で年間1,500kl以上 又は 店舗面積10,000m ²
提出	毎年1回 6月30日まで
記載内容	<ul style="list-style-type: none"> ・CO₂や廃棄物排出量の把握+自主目標・取組内容の設定 ・CO₂の削減 ・環境マネジメントの実施 ・その他環境への負荷の把握+自主目標・取組内容の設定 ・各環境負荷の低減
目標設定	自主的な目標設定 <目標の達成期限、設定方法(総量、原単位)は任意>



計画書制度(＋評価・認証制度)



◆ 埼玉県エコアップ認証制度

目的	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の優れた積極的な取組を認証 → 更なるCO₂削減 認証によるメリットの付与 → 任意参加事業者(中小事業者)への普及拡大
対象	計画書提出者(エコアップ宣言事業者)で、環境負荷の低減に取り組む者
方法	事業所の取組を現地審査 専門家の「認証審査会」を経て認証 ○21年12月末現在 37事業所(20年2月～)
メリット 特徴	<ul style="list-style-type: none"> 公的な信用を得られる 無料で認証取得できる 省エネによるコスト削減 省エネ相談を受けられる 低利融資の対象となる 工事発注における総合評価に加点

